

◇◆◇目次◇◆◇

- 1 「働き方改革に関する出張相談会」のご案内【ぎふ働き方改革推進支援センター】
- 2 セミナー「人材確保ができる企業の『働きやすい職場』とは」のご案内【岐阜県中小企業総合人材確保センター】
- 3 「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」認定申請説明会のご案内【岐阜県】
★★
- 1 無料相談会のご案内「働き方改革に関する出張相談会」(厚生労働省委託事業)

厚生労働省 岐阜労働局では、働き方改革関連法が順次施行される中、企業の皆様の新たな取り組みや各種相談に応じるため、次の場所で「出張相談会」を開催します。どのようなご相談にも応じますので、是非ご活用ください。(7月以降も順次開催予定です。)

【ハローワーク高山 出張相談会】

- 日 時 令和元年6月7日(金)、6月21日(金)
上記各日とも13:30~16:00(1社当たり30分程度)
- 場 所 ハローワーク高山 2階 相談室(高山市上岡本町7-478)

【一之宮支所 出張相談会】

- 日 時 令和元年6月11日(火)
13:00~16:00(1社当たり30分程度)
- 場 所 高山市一之宮支所 懇話室(高山市一之宮町3100)

【朝日支所 出張相談会】

- 日 時 令和元年6月18日(火)
13:00~16:00(1社当たり30分程度)
- 場 所 高山市朝日支所 1階 生涯学習室(高山市朝日町万石800)

上記の場所で開催される出張相談会の申込方法等は、次のとおりです。

☆申込方法 いずれの相談会も次のHPから申込用紙をダウンロードし、FAXでお申し込みください。

※原則は事前申込みをいただくこととされていますが、事前申込みがない場合であってもご相談は受けられますので、お気軽にご利用ください。

☆詳細内容 <https://sien.task-work.com/2019/05/16/soudankai-2019-6/>
をご覧ください。

☆問合せ先 ぎふ働き方改革推進支援センター

TEL: 0120-226-311 FAX: 058-201-5833

★★

2 セミナーのご案内「人材確保ができる企業の『働きやすい職場』とは」

～従業員一人一人が自発的に力を発揮する組織を目指した社風改革への取り組み～

働きやすい職場づくりがなぜ必要なのか、従業員満足度の高い「働きやすい職場」を目指した社風改革への取り組みを具体的に学ぶワークショップ型セミナーを開催します。まだ空きがありますので、是非この機会にお申し込みください。

- 日 時 令和元年6月25日(火) 13:30～16:30
- 場 所 高山市民文化会館 2階 2-5会議室(高山市昭和町1-188-1)
- 対 象 企業の経営者・人事担当者
- 参加費 無料
- 定 員 25名
- 申込方法 次のHPから申込用紙をダウンロードし、メール又はFAXでお申し込みください。(申込期限6/24(月))
- 詳細内容 <https://www.jinzai-gifu.jp/event/10408> をご覧ください。
- 主 催 岐阜県中小企業総合人材確保センター(愛称:ジンサポ!ぎふ)
- 問合せ先 TEL:058-278-1146 FAX:058-278-1148
E-mail:kigyo@jinzai-gifu.jp

★★

3 「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」認定申請説明会のご案内【岐阜県】

岐阜県では、従業員の仕事と家庭の両立支援や女性活躍推進に取り組む県内の企業等を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録し、その中から優良な取組や他社の模範となる独自の取り組みを行う企業等を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定しています。今回、令和元年度分のエクセレント企業の認定について、公募を開始し、下記のとおり申請に向けた説明会を開催します。

ハローワークの求人票に「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」と表示できるなど企業のイメージアップや優秀な人材の確保につなげることができますので、説明会に一度参加してみたいかがでしょうか。

<エクセレント企業の公募について>

- 募集期間 令和元年5月17日(金)～7月12日(金)
- 対象 「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」に登録し、かつ、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の規定に基づく一般事業主行動計画を策定している企業・団体(※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定は従業員30人以上の企業等に限る。)

<エクセレント企業認定申請説明会の開催について>

- 日時 令和元年6月11日(火) 13:30~15:30
- 場所 飛騨総合庁舎 本館2階 中会議室(高山市上岡本町7-468)
- 内容
 - ・エクセレント企業認定制度、認定スケジュール等について
 - ・エクセレント企業認定に関する事例紹介
 - ・次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定方法について
 - ・エクセレント企業認定に関する個別相談会(※希望者のみ)
- 申込方法 説明会への参加を希望される場合は、次のHPから参加申込票をダウンロードし、メール又はFAXでお申し込みください。(申込期限6/3(月))
※申込期限を過ぎていても、席に空きがある場合は申込み可能です。
- 詳細内容 次のHPをご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/work-life-balance/c11234/excellent.html>

○問合せ先 岐阜県健康福祉部 子ども・女性局 女性の活躍推進課 企画係
TEL: 058-272-8237 FAX: 058-278-2611
E-mail: c11234@pref.gifu.lg.jp

★★

***** メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更 *****

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、rousei555@city.takayama.lg.jpあてにメールでご連絡ください。

○配信中止の場合

タイトル:【配信中止】
本文:事業所・団体名、氏名

○メールアドレス変更の場合

タイトル:【メールアドレス変更】
本文:事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス